

亀沢地区景観形成重点地区について

亀沢地区(亀沢一～四丁目)は平成29年6月、景観形成重点地区に指定しました。同地区は特定区域(2. コミュニティ景観軸、5. 都市景観拠点、6. 歴史・文化景観拠点)と一般区域が定められていますが、今後は墨田区景観計画【別冊】亀沢地区景観形成重点地区に定める基準(景観形成基準、色彩基準)を適用します。

届出対象規模

- (1) 建築物・・・すべての規模
ただし、以下の全てに該当する場合は届出対象外とする
ア. 建築物の高さ15m未満かつ延べ面積500㎡未満の規模
イ. 外観又は色彩の変更を基本色のみで行う
ウ. 北斎通り沿道エリア以外のエリア
- (2) 工作物・・・すべての規模
- (3) 開発行為・・・開発面積500㎡以上

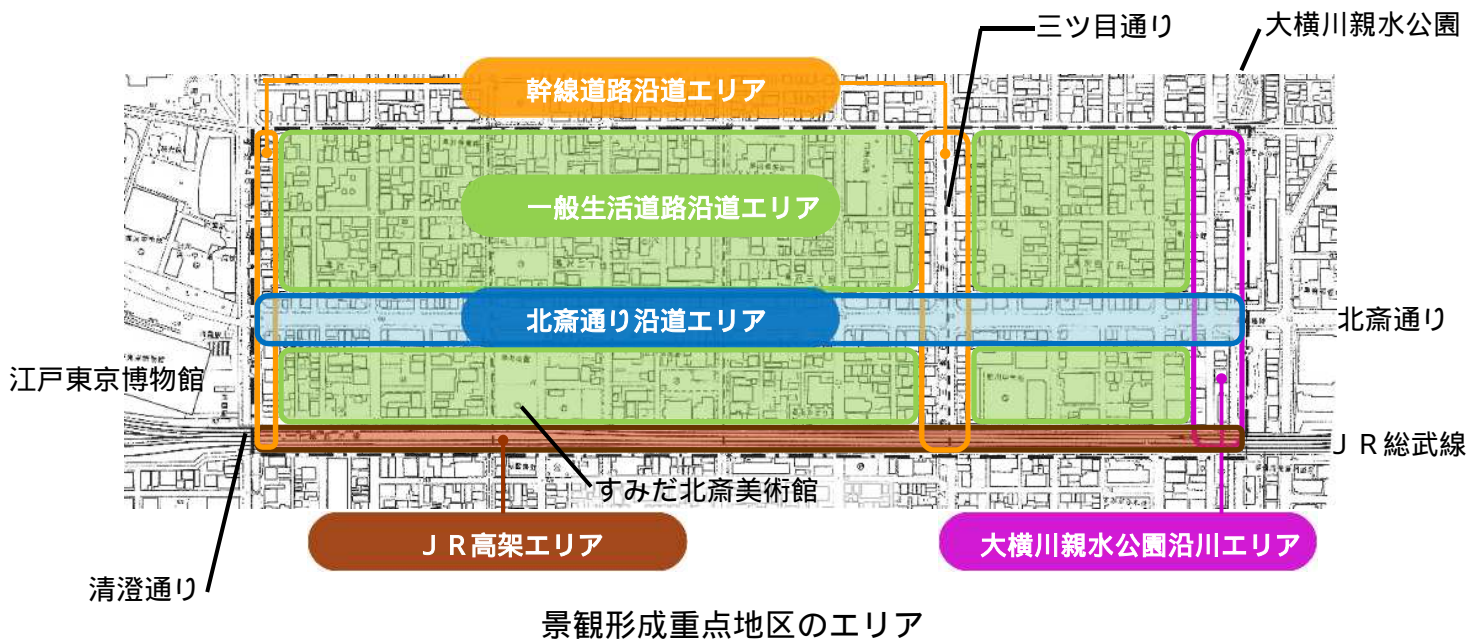
1 亀沢地区景観形成重点地区の主な内容

(1) 対象区域

亀沢一丁目～亀沢四丁目

(2) 5つのエリア

対象エリアを確認の上、景観形成説明書を作成する必要があります。



(3) 色彩基準

既存の街並みの特徴を活かした景観誘導を図るため、規模別の色彩基準を見直しました。

また、屋根に関する色彩基準を亀沢地区全域に適用させます。

(4) 屋外広告物等に関する景観ガイドラインの新設

屋外広告物等の表示等について、地域の特性に配慮した景観誘導を行います。

2 その他について

詳しくは、区のホームページをご覧ください。

『墨田区トップページ』 『まちづくり』 『まちづくりの推進』

『景観のまちづくり』 『墨田区景観計画』